

新潟市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第4号

新潟市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の単身赴任手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第36号）

の一部を次のように改正する。

第3条中「第14条の5第1項本文及びただし書」を「第14条の5第1項本文及びただし書並びに第3項」に改める。

第5条第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定による採用（の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと又は人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となったこと」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の待遇等に関する条例（平成元年新潟市条例第34号）第2条第1項又は新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年新潟市条例第35号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと（以下「事由発生」という。）」に改め、同条第3号中「または」を「又は」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の後に次の1号を加える。

(7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「新たに俸給表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「第2条」とあるのを「前項」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

第5条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第14条の5第3項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情とする。

第7条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第8条第1項に後段として次のように加える。

前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第9条第1項中「要件を欠くに至った日」を「要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の新潟市職員の単身赴任手当に関する規則第5条第2項第7号の規定は、この規則の施行の日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。